

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特別社団法人又は特別財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
国有林野の産物販売委託契約業務（犬伏山国有林外）（スギ1,425㎡外）	分任支出負担行為担当官 広島北部森林管理署 津田 京子	広島県三次市 十日市中2-5-19	平成30年5月1日	島根県 森林組合連合会 江の川事業所	島根県邑智郡邑南町下田所1004-4	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	1,710,000	-	-	-	-	35	0	-	単価契約	
国有林野の産物販売委託契約業務（滑山国有林）（ヒノキ1,240㎡外）	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所長 小森 久喜	山口県山口市 野田135-1	平成30年5月7日	山口県森林組合連合会山口木材共販所	山口県山口市下小鱈546	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	1,488,000	-	-	-	-	35	0	-	単価契約	
国有林野の産物販売委託契約業務（沖ノ山国有林外）（スギ1,400㎡外）	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 大賀 雅司	鳥取県鳥取市 東町2-325	平成30年5月14日	石谷林業 株式会社 支店	鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬1438-1	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	1,680,000	-	-	-	-	35	0	-	単価契約	
国有林野の産物販売委託契約業務（西鴨国有林）（スギ750㎡）	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 大賀 雅司	鳥取県鳥取市 東町2-325	平成30年5月14日	株式会社 倉吉木材市場 法人番号 7270001005015	鳥取県倉吉市河北町125	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	1,125,000	-	-	-	-	35	0	-	単価契約	
平成30年度策面国有林シカ被害対策捕獲業務（130頭）	支出負担行為担当官近畿中国森林管理局長 高野 浩文	大阪府大阪市 北区天満橋1-6-75	平成30年5月15日	公益社団法人 大阪府猟友会 法人番号 2120005003389	大阪府大阪市中央区谷町1-3-27	会計法第29条の3第4項（法令等の規定）	シカ被害対策として実施する個体数管理事業（特定鳥獣捕獲）では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、捕獲に係る資格（猟等）、及び捕獲後の処理等に関する専門的技術を有する者により実施する必要があるが、公益社団法人大阪府猟友会は、これらの条件を満たし、当該地域において当該事業を実施できる唯一の相手方であるため。	2,732,400	-	公社	国認定	-	-	-	-	単価契約	
杉山国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系・造林（全木伐倒（保護伐）5,657.18ha）、全木伐倒（活用型間伐）5417㎡（4.44ha）、全木伐倒（存置型間伐）854㎡（11.05ha）外）	分任支出負担行為担当官 島根森林管理署長 中本 貴美	島根県松江市 内中原町207	平成30年5月24日	杉山事業共同事業体	島根県松江市東朝日町87-6	予決令第99条の2（不発・不調随意契約）	-	58,326,348	56,160,000	96.2%	-	-	-	1	0	-	

西ノ河国有林外1における有害鳥獣被害対策事業委託(一式)	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 井上 康之	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	平成30年5月24日	一般社団法人 和歌山県猟友会 日高支部川上分会	和歌山県日高郡日高川町初湯川	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	シカ被害対策として実施する個体数管理事業(特定鳥獣捕獲)では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、捕獲に係る資格(罟等)、及び捕獲後の処理等に関する専門的技術を有する者により実施する必要があるが、公益社団法人和歌山県猟友会日高支部川上分会は、これらの条件を満たし、当該地域において当該事業を実施できる唯一の相手方であるため。	-	1,000,000	-	-	-	-	-	-	-	単価契約
------------------------------	-----------------------------------	----------------------	------------	-------------------------------	----------------	----------------------	---	---	-----------	---	---	---	---	---	---	---	------

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。